

就学や教育に関する相談会を行います

【問合せ】北浦教育文化研究所
(角館庁舎) ☎(43)3387

子どもの発達や気になる行動への対応、就学に関する相談などについて、主に保護者を対象に教育相談を行います。

- 日時／《前期》7月29日(月)10時～15時 《後期》9月18日(水)10時～15時
- 場所／角館交流センター
- 相談申込／北浦教育文化研究所に電話でお申し込みください。前期

は7月9日(火)正午、後期は8月28日(水)正午までに連絡をお願いいたします。また、保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校から「教育相談票」を受け取り、必要事項を記入して、当日会場に持参してください。
※相談当日は、できるだけお子さんと一緒においでください。

旅館・ホテル営業、簡易宿所営業などの営業許可を受けている皆さまへ

【問合せ】市民生活課(角館庁舎) ☎(43)3313

宿泊者名簿への記載の徹底をお願いします

▼宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけてください。
▼日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍および旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存してください。
なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍および旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えありません。

▼営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡するなど適切な対応を行ってください。
▼警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力してください。

クマに注意!

【問合せ】農林整備課(西木庁舎) ☎(43)2207

市内でクマの目撃情報が寄せられています。早朝や夜間の外出、登下校、農作業の際は十分注意されるようお願いいたします。また、山へ入る際はクマの生息地へ行くという気持ちで行動し、単独での行動は控えましょう。

※住まいの周辺は見通しがきくよう草刈りを行い、生ゴミなどは屋外に放置せずゴミ回収にお出してください。



夜間納税窓口を開設します

【問合せ】収納推進課 収納推進係 (田沢湖庁舎) ☎(43)1123

日中、仕事などで市税および各種料金を納めることができない方のために夜間納税・各種料金納付窓口を開設します(各種料金については、納付書持参を原則とするため、納付書を持参していない場合はお受け取りできませんのでご注意ください)。

また、諸事情により市税などを納めることが困難な方のために納税相談窓口もあわせて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

●日時／6月28日(金)17時15分～19時

※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。
●場所／収納推進課、税務課、角館・西木地域センター(正面玄関からお入りください)

●7月1日(月)6月30日が日曜日のため(納期限の税目)
▶市県民税 第1期分

※口座振替も納期限と同日(7月1日)です。前日まで通帳の残高を正確確認ください。
※納税には口座振替が便利で安心です。各金融機関または、市役所税務課、地域センターにご相談ください。

体力・運動能力調査とバランススウォーキング教室を開催します!

【問合せ】スポーツ振興課(角館庁舎) ☎(43)3390

運動能力を把握するよい機会です。自分の苦手なところを把握し、日々の健康のために役立てましょう。参加は無料ですので、ぜひご参加ください。

- 日時・場所／7月4日(木)10時～12時、13時～15時・角館交流センター 多目的ホール
- ▼7月5日(金)10時～12時、13時～15時・生保内市民体育館
- ※開催時間内は、いつ来ても参加できます。希望者には結果のコピーをお渡しします。

●持ち物／スポーツができる服装、内履き(スリッパ)、タオル、水分補給のための飲料水など

- 参加資格／一般男女(健康な方)
- 参加定員／各会場約50人
- 申込方法／スポーツ振興課まで電話・FAXでお申し込みください。田沢湖・西木地域センターでお申し込みの場合は備え付け申込用紙に記入し、お申し込みください。
- 申込締切／7月3日(水)※当日も可

令和元年度随時採用の仙北市病院事業

【問合せ】市立田沢湖病院 総務管理課(田沢湖生保内) ☎(43)1131

●職種・採用予定人数・受験資格／【看護師】若干名

▼昭和39年4月2日以降に生まれた方で、看護師免許を有する方

●受付期間／令和2年3月31日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く。8時30分から17時15分まで。郵送の場合は令和2年3月31日(火)必着に限り受付します)

※定員になり次第締切場合があります。試験日／日程調整のうえ随時

●試験会場／田沢湖健康増進センター(田沢湖病院併設)

●次の欠格事項に該当する方は受験できません。

- ▶日本国籍を有しない方
- ▶地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることのできない方
- ▶その他／詳細は病院ホームページ(<http://www.hana.or.jp/thos/index.html>)をご覧ください。

令和2年度採用の仙北市病院事業職員を募集します

【問合せ】市立角館総合病院 総務管理課(角館町岩瀬) ☎(54)2111

【問合せ】市立田沢湖病院 総務管理課(田沢湖生保内) ☎(43)1131

●職種・採用予定人数・受験資格／【臨床工学士】1人程度

▼昭和55年4月2日以降に生まれた方で、現に臨床工学士免許を有する方または令和元年度中に実施する国家試験で臨床工学士免許取得見込みの方

【看護師】若干名

▼昭和60年4月2日以降に生まれた方で、現に看護師免許を有する方または令和元年度中に実施する国家試験で看護師免許取得見込みの方

●試験内容／▼医療従事者として必要な基礎知識に関する試験(専門基礎科目試験)▼作文試験▼面接試験

●受付期間／7月19日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く。8時30分から17時まで。郵送の場合は19日(金)必着に限り受付します)

●日本国籍を有しない方
▶地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることのできない方
▶その他／要項など詳細は病院ホームページ(<https://kakuodate-hp.com/>)をご覧ください。

●職種・採用予定人数・受験資格／【看護師】若干名

▼昭和55年4月2日以降に生まれた方で、看護師免許を有する方または令和元年度中に実施する国家試験で取得見込みの方

●試験内容／▼看護師として必要な基礎知識に関する試験(専門基礎科目試験)▼作文試験▼面接試験

●受付期間／7月19日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く。8時30分から17時15分まで。郵送の場合は19日(金)必着に限り受付します)

●日本国籍を有しない方
▶地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることのできない方
▶その他／要項など詳細は病院ホームページ(<http://www.hana.or.jp/thos/index.html>)をご覧ください。

市 営住宅の入居者を募集します

【問合せ】建設課 管理係
(西木庁舎) ☎ (43) 2295

● 募集住宅

住宅名	住所	規格	階数	月額家賃	月額駐車料金
菅沢住宅2-17 (築42年)	角館町菅沢46-2	3DK	3階建 3階	15,100円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅2-24 (築42年)	角館町菅沢46-2	2LK	3階建 3階	15,100円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅3-31 (築41年)	角館町菅沢42-61	2LK	3階建 1階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅3-34 (築41年)	角館町菅沢42-61	2LK	3階建 2階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅3-35 (築41年)	角館町菅沢42-61	2LK	3階建 3階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅4-51 (築41年)	角館町菅沢42-61	2LK	3階建 3階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅5-66 (築40年)	角館町菅沢46-1	3DK	3階建 3階	16,300円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅6-77 (築40年)	角館町菅沢46-1	3DK	3階建 3階	16,300円から (所得額による)	駐車場なし
公園南団地1-4 (築35年)	田沢湖生保内字武蔵野105-895	2LDK	3階建 1階	21,100円から (所得額による)	駐車場あり
公園南団地3-2 (築35年)	田沢湖生保内字武蔵野105-895	2LDK	3階建 3階	21,100円から (所得額による)	駐車場あり
公園南団地3-4 (築35年)	田沢湖生保内字武蔵野105-895	2LDK	3階建 3階	21,100円から (所得額による)	駐車場あり
松葉住宅 東201 (築16年)	西木町桧木内字松葉278-2	2LDK	2階建 2階	35,000円	駐車場あり (駐車料金あり)

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります(抽選日から10日以内)。
※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式(FF式など)または電気ストーブを使用。 ※申込は1世帯1戸限りです。

- 募集期間 / 6月17日(月)～27日(木)
- 入居資格 / 次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること。
 - ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者を含む)。
 - ② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下。
 - ③ 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。
 - ④ 市税を滞納していないこと。
 - ⑤ 暴力団員でないこと。
- 申込方法 / 申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください(当日必着)。
- 提出先・申込書設置場所 / 建設課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター
- 添付書類 /
 - ① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの各一通(学生は除く)
 - ② 入居希望者全員の平成31年度(令和元年度)市県民税課税証明書各一通(所得・控除・年税額の記載のあるもの)
 - ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本一通(省略事項のないもの・婚姻予定者などは各一通)
 - ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書一通
 - ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本一通(単身であることが確認できるもの)
 - ⑥ その他特別な事由の書類
- 抽選日時 / 7月5日(金) 14時
- 抽選場所 / 西木総合開発センター2階 農林研修室(西木庁舎)
- 入居時期 / 7月15日(月)

検査 対象外軽二輪自動車の届出窓口が変わります

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎ (43) 1117

7月より、軽二輪(125cc超、250cc以下)の名義変更・廃車などの届出窓口が「軽自動車検査協会秋田事務所」から「国土交通省東北運輸局秋田運輸支局」に変更となり、

あわせて電算化および届出書などの様式変更・無償化が行われます。お手続きの時期によって窓口が変わりますので、ご注意ください。

● 届出窓口

6月28日(金)まで
(29日・30日は土日のため休業)

▶ 軽自動車検査協会 秋田事務所
〒011-0901
秋田市寺内字三千刈463-3
☎ 050-3816-1834

▶ 角館地区自家用自動車協会
〒014-0369 角館町上菅沢194
☎ 53-2209

7月1日(月)から

▶ 国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局
〒010-0816
秋田市泉字登木74-3
☎ 050-5540-2012

▶ 角館地区自家用自動車協会
〒014-0369 角館町上菅沢194
☎ 53-2209

※角館地区自家用自動車協会での取り扱いが従来通り変更ありません。

緊急 急地震速報訓練を実施します

【問合せ】総合防災課
(田沢湖庁舎) ☎ (43) 1115

防災行政無線を用いた緊急地震速報訓練を次の日程で実施します(緊急地震速報チャイム音が流れます。ご注意ください)。
● 日時 / 6月18日(火) 10時頃
▼ この訓練は、全国一斉で実施する訓練です。

トフォンを含む)で緊急地震速報が放送または報知されることはありません。
▼ 気象・地震活動の状況などによっては、訓練が中止となる場合がありますので、ご承知ください。中止となった際には、速やかに防災行政無線などでお知らせします。

企業 業の育成、雇用の確保 支援制度(その3)

【問合せ】商工課(中町庁舎) ☎ (43) 3351
仙北市商工会 ☎ (54) 2304

- 事業者の経営を応援します
- 仙北市中小企業振興資金(マルセ)
- 仙北市小口零細企業振興資金(マルセ小口)
- 仙北市創業支援資金(マルセ創業)
- 対象者 / 市内に居住または事業所を有し、市内で引き続き1年以上同一の事業を行い、納期に市税などを完納している中小企業者または小規模企業者
- 市税などを完納している創業者に市税など完納に必要な運転資金と設備資金
- 融資金限度額 / 《マルセ》2千万円以内、《マルセ小口》1250万円以内、《マルセ創業》1千万円以内
- 利率 / 《マルセ》1.75%、《マルセ小口》1.55%、《マルセ創業》1.55%
- ※設備資金の借入の場合は、年1.3%、36か月間の利子補給制度があります。
- 条件 / 融資期間10年以内、償還方法は割賦または一括、連帯保証人は法人代表者・個人は不要、保証料は市が全額負担
- 商店街の活性化を応援します
- 商店街等賑わい支援事業費補助金(申請は商工会へ)
- 商店会などが行う活性化イベントなどに補助します。
- 空き店舗等活用事業費補助金(申請は商工会へ)
- 仙北市商工会の事業を活用して店舗賃借料を24か月補助します。
- 交付要件 / 1階の空き店舗、卸売・小売・サービス業など、仙北市商工会員、週4日・1日6時間以上営業
- 対象経費 / 店舗面積に係る賃借料(1㎡当たり月額2千円を限度)
- 補助額 / ① 商店街形成地域(角館町内の指定された区域) 12か月までは、対象経費の5分の2以内で月額8万円限度 ② 12か月を超え24か月までは、対象経費の5分の1以内で月額4万円限度
- ② 商店街形成地域以外(市長が特に認めた事業に交付)
- 補助率および補助額は商店街形成地域の2分の1以内

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

国民健康保険税を年金天引きで納めていただくことを「特別徴収」といいます。

年金を受給される方の国民健康保険税は、地方税法の定めるところにより、原則受給されている年金から天引き(特別徴収)されます。

従来、口座振替や納付書で納付されていた場合でも、特別徴収が優先されますが、納付方法変更申出書を

提出することにより口座振替による納付へ変更ができます。なお、納付書による納付はできません。

- 特別徴収に該当する条件/次の条件全てに当てはまる場合です。
 - ① 国保加入者全員が65歳74歳の世帯
 - ② 国保加入中の世帯主が今年度に75歳に到達しない世帯
 - ③ 世帯主の年金額が年額18万円以上

の方(ただし、年金は担保に供していないものに限ります)
④ 介護保険料の年金支払額と国保税の合計が年金額の2分の1を超えない方

国民健康保険税に関するQ&A

10月から就職し社会保険に加入したので、10月納期分の国保税は納めなくていいですか

国民健康保険税は1年分を8期に分けて納付していただくため、各月

納期分の税額がその月の加入分ということではありません。国保を脱退したときは、加入月数に応じて精算しますので、10月から社会保険に加入した場合、国保税は4月から9月までの6か月分になります。7月から納付のため10月に精算分の納付が必要な場合があります。

10月で65歳になりますが、国保税は下がりますか

年度途中で65歳になられる方は、65歳になる前月までの介護保険料を7月の税額決定時から8期に分けて計算しています。10月に65歳になる場合、介護保険料は、はじめから4月から9月の6か月で計算していただきますので、65歳になられた後に税額が下がることはありません。

今年75歳になりますが、国民健康保険税はどのように計算されていますか

年度内に75歳の誕生日を迎えられる方は、当初7月に送付される納税通知書で、あらかじめ誕生日の前月分までの加入期間で計算され、8期で均等配分されるようになっていきます。年齢到達後は後期高齢者医療保険へ移行となりますので、原則誕生日の翌月に後期高齢者医療保険料の納付書が送付されます。こうした期割の関係上、納付の期間が国民健康保険税と後期高齢者医療保険料と重なることがありますのでご了承ください。

年金からの天引きではなく納付書で納付したいのですが、できますか

● 納める時期と算定方法

仮徴収	4月	前年所得が確定するまでは、仮算定された保険税額を納めます。
	6月	新規で特別徴収に該当する場合 前年度税額をもとに仮算定します。 1回分=前年度年税額×1/6
	8月	継続して特別徴収に該当する場合 前年度2月の特別徴収額と同額が1回分となります。
本徴収	10月	前年所得が確定した後は、本算定された保険税額を納めます。
	12月	新規で特別徴収に該当する場合 7月・8月・9月は普通徴収となり、残りが特別徴収となります。
	2月	継続して特別徴収に該当する場合 年税額から仮徴収税額を差し引き、残りを3回に分けます。

新たに国民健康保険税が年金から天引きされる場合、7月、8月、9月は、納付書により納付する方法(普通徴収)で国民健康保険税を納めていただき、10月以降は、10月、12月、2月に支給される年金から天引きされることとなります。

前年度から継続して年金から天引きされる場合など、4月、6月、8月に国民健康保険税が年金から天引きされたときは、今年度の国民健康保険税の算出額から、4月、6月、8月に年金天引きされた額を差し引いた額が、10月、12月、2月に支給される年金からの天引き額となります。

65歳以上の方の国保税については

本人が納付方法を選択することはできません。地方税法により原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者の方は年金天引きの対象となっています。ただし口座振替により納付することはできません。口座振替を希望される場合は金融機関への口座振替依頼と市役所窓口へ納付方法の変更申出書の提出が必要です。

毎年収入が変わらないのに、なぜ納付書での納付になったり、年金天引きになったりするのですか

税率の改正やわずかな収入の違いで毎年税額が変わります。年金天引きの要件の1つに「介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が年金支給額の2分の1を超えないこと」とありますが、昨年度は要件を満たしていてもわずかな税額の違いや、年金支給額の違いで切り替わる場合があります。また75歳に到達する年度は納付書での納付(普通徴収)となります。

同一年度内に年金天引き分と納付書での納付分と、両方あるのですが

特別徴収に該当する要件を満たすと年金からの天引きが始まります。新たに仮徴収が始まる方は昨年の税額をもとに仮徴収額を算定するためその分は天引きとなり、改めて本年度の税額を計算したところ年金天引きの要件を満たさなくなる場合があります。そうした場合、4月・6月・8月は年金天引き、10月の本徴収からは納付書での納付となります。

令和元年度 仙北市地域輝き表彰の候補者推薦について

【問合せ】長寿支援課 長寿いきがいの係 (西木庁舎) ☎(43)2281

今年度も仙北市では、明るい社会づくりの一環として、地域の中でさらに輝く市民を地元小学校の学習発表会の場で表彰します。

● 表彰の対象について
▼ 市民または市に関係のある方で、今年9月15日現在65歳以上の方(団体は除きます)
▼ 市民の模範となる善行や明るい社会づくりに貢献した方
▼ 地域の行事、高齢者支援、子育て支援、交通安全、環境保全、環境美化、防災・防火、防犯、家業、就業、生産、企業団体経営、教育、芸術文化、健康・スポーツ、趣味、行政、ボランティア他社会参加のうち、一つ以上を長年継続され、いきいきと活躍されている方

※自己推薦と地方公務員などの職務にもとづく推薦は表彰の対象となりません。

- 推薦の期間/6月17日(月)～7月16日(火)
- 推薦の方法/長寿支援課 各地域センター、各出張所窓口へ備え付けの用紙(地域輝き表彰候補者の推薦について)にご記入のうえ、ご提出ください。用紙は、市ホームページ(<https://www.city.semboku.akita.jp/news/topics/watsumaru.php?id=2366>)からダウンロードできます。
- 受賞者決定の連絡/8月中旬に表彰予定者ご本人へお知らせします。

青い羽根募金にご協力をお願いします

水難救済活動支援のために

青い羽根募金は日本水難救済会が水難救済事業の推進を目的として全国的に展開している事業です。秋田県でも水難事故の根絶と事故防止事業の資金として活用するため、広く呼びかけています。

臨時職員を募集します

- 業務内容/住民健(検)診に係る事務補助
- 募集人数/2人
- 雇用期間/7月30日(火)～10月6日(日)(休日の勤務あり)

開武家屋敷・旧岡田家 管理人を募集します

- 業務内容/市管理の公開武家屋敷などで文化財の管理
- 屋敷内外の管理・清掃・来訪者の対応
- 教育委員会発行冊子の販売など
- 募集人数/若干名
- 雇用期間/7月上旬～11月30日(出(予定))
- 勤務時間/8時30分～17時15分
- 賃金/時給790円

【問合せ】総合防災課 (田沢湖庁舎) ☎(43)1115

皆さまからの青い羽根募金運動に対し深いご理解とご協力をお願いします。

- 募金運動期間/8月31日(土)まで
- 募金箱設置場所/各地域センター・各出張所

● 申込方法/ハローワークの紹介状と履歴書を6月26日(水)17時まで保健課にご持参ください。

● 選考方法/書類選考および面接(面接日は後日お知らせします)

【問合せ】文化財課 (角館庁舎) ☎(43)3384

- 業務内容/市管理の公開武家屋敷などで文化財の管理
- 屋敷内外の管理・清掃・来訪者の対応
- 教育委員会発行冊子の販売など
- 募集人数/若干名
- 雇用期間/7月上旬～11月30日(出(予定))
- 勤務時間/8時30分～17時15分
- 賃金/時給790円